

平成30年度実施監査等における要望事項の措置状況について

第1回定期監査（補助金） 企画部（秘書広報課）、市民安全部（防災課）、環境部（清掃リサイクル課） 平成31年1月25日 青監第51号

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
1	秘書広報課	<p>○国際交流事業補助金について（「青梅市国際交流基金条例施行規則」について）</p> <p>補助金を交付するに当たっては、その対象事業にどのような効果があったか、社会情勢や市民ニーズの変化に対応したものとなっているか等、常に検証が必要である。特に毎年度交付される補助金は既得権化されやすく、また、補助金交付事務も慣例化しやすいことから、十分検証を行うことが重要である。</p> <p>申請書類等の審査は、個々の事業の内容や経費の執行が交付条件に適合しているか、また、当該事業がどのような成果を上げているか検証し、交付決定や金額確定について市の意思決定を行う作業である。</p> <p>「青梅市補助金等交付規則」においては、申請書には補助事業等の効果を、実績報告書には補助事業等の成果を記載することとしているが、「青梅市国際交流基金条例施行規則」には規定されていない。</p> <p>補助事業の成果を明確に検証できるよう、規則改正について検討をされるよう要望する。</p>	<p>「青梅市国際交流基金条例施行規則」に規定している申請書・実績報告書の様式を変更し、事業の効果・成果を確認できる記載または添付書類を提出する規則改正を進めている。</p>
2	秘書広報課	<p>○国際交流事業補助金について（補助対象の明確化について）</p> <p>本補助金は、市内の団体が条例施行規則に定める事業を実施するときに交付するものであり、おおむね10人以上の団体であれば対象としているとのことである。団体の設置目的は問わないものでありながら、援助制度については周知を行っておらず、平成29年度の補助交付団体4団体の内、1団体が単年度、3団体は20年以上にわたり交付してきた団体である。</p> <p>今後、本制度を有効活用していくためにも、補助対象を明確化した上で、その周知についても検討されたい。</p>	<p>「青梅市国際交流基金条例施行規則」に規定している申請書の様式を変更し、申請団体の概要を確認できるよう団体の規約または会則を提出する規則改正を進めている。</p> <p>また、本制度について広報やホームページにて周知をできるようにしていく。</p>
3	秘書広報課	<p>○国際交流事業補助金について（青梅市国際交流基金の今後の活用について）</p> <p>青梅市は、平成元年に国際交流の振興を目的とした指定寄付を受けて青梅市国際交流基金を設置、青梅市国際交流基金条例、同施行</p>	<p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や姉妹都市提携周年事業への取組みに活用の検討ができる規則改</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		<p>規則を制定、「青梅市国際交流事業」として平成2年度から援助を開始し、以降、市民の国際交流活動の円滑化を図ってきたところである。</p> <p>国際親善に寄与するためという基金の設置目的に鑑み、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、国際意識の高揚、国際交流活動への気運情勢を図り、関係各課と連携し、基金を活用した新たな取組について検討されるよう要望する。</p>	<p>正と庁内委員会設置の要綱制定を進めている。</p>
4	防災課	<p>○青梅防火防災協会補助金について</p> <p>本市の防火・防災協力活動において重要な役割を担う青梅防火防災協会の活動を支援するため予防広報費を補助対象として補助金が交付されている。</p> <p>実績報告書の添付書類について、一部充当先がわかりにくいものとなっていた。実績報告書の適切な記載、添付書類にかかる指導をお願いしたい。</p> <p>本補助金の目的である市民の防火・防災思想の普及と防災行動力の向上、災害に強いまちづくりを目指し、今後も青梅防火防災協会との連携を図られるよう要望する。</p>	<p>青梅防火防災協会補助金について、報告書に添付する領収書類等は、充当先が明確にわかるよう指導していく。</p> <p>今後も災害に強いまちづくりを目指し、青梅防火防災協会と連携していく。</p>
5	防災課	<p>○青梅市消防団運営費交付金について</p> <p>消防団は、火災や災害の際に出動するだけでなく、歳末警戒等、地域の防火防災活動において重要な役割を担っている。</p> <p>青梅市消防団運営費交付金は、本市における消防団活動の円滑かつ健全なる運営に寄与することを目的とし、消防団活動にかかる私費負担の軽減を図るために交付されている。</p> <p>交付金の用途制限にのっとり、支出項目を示した報告様式を用いるなど、適正な執行に努めているとのことであるが、実績報告書において、一部、添付書類の不備が見受けられた。また、本交付金の適正な執行が図られるよう、各分団長が年2回会計監査を実施しているとのことだが、検査したことを書類上確認することができない。適切な指導と審査を実施されるとともに、会計処理マニュアルの整備に取り組みたい。</p> <p>近年、地震、台風、集中豪雨等の災害が発生する中、地域に密着</p>	<p>実績報告書に添付する書類や執行手続きに、不備のないようマニュアル化を見据え、説明と指導を行っていく。</p> <p>また、各分団において、年2回行っている会計監査については、令和元年度より、会計監査実施報告を作成し提出を求めていく。</p> <p>引き続き消防団員が安心して活動を継続できるよう交付金による活動支援を行っていく。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		<p>した消防団の活動は今後も期待されるところであるが、消防団員の確保が困難になってきており、その対応が課題となっている。消防団の充実、団員の確保策に取り組まれていることは認識しているが、今後も団員の活動環境の整備充実に努め、安心して活動を継続できるよう運営支援をお願いしたい。</p>	
6	防災課	<p>○青梅市消防団員互助会運営費交付金について</p> <p>会員相互の福利厚生を図ることを目的として、消防団員互助会が運営されているが、毎年繰越金が発生している状況である。</p> <p>現在までの剰余金は、災害時の多額の共済給付に備えること等を目的とした基金の原資になっていると思われるが、毎年、継続して交付金を交付している以上、その当該年度に十分交付金が活用され、現団員の福利厚生に資するべきであると考えます。</p> <p>「第6次青梅市総合長期計画」においても、消防体制の充実に向け、団員の福利厚生制度の充実など消防団活性化対策を推進することとしている。</p> <p>望ましい福利厚生事業のあり方、当交付金の一層の有効活用を消防団とともに検討されたい。</p>	<p>団員の福利厚生事業について、今年度より一部拡充を図ったが、引き続き団員の福利厚生の充実について、団と協議を重ね、使い勝手の良い事業の充実を図っていく。</p>
7	防災課	<p>○自主防災組織等運営費交付金について</p> <p>自主防災組織等運営費交付金については、各地区等自主防災組織運営経費、災害時要援護者（避難行動要支援者）支援対策費、防災士育成事業費を対象として交付されている。</p> <p>安全・安心なくらしのためには、市民が自らの命を守る「自助」、地域の住民がお互いに助け合って地域の安全を確保する「共助」による地域の防災力の向上が必要である。特に防災リーダーの育成については、「第6次青梅市総合長期計画実施計画」および「青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に挙げられている事業でもある。</p> <p>交付団体から提出された実績報告書は、地域の実情や課題を把握・分析する上で重要な手がかりともなる。実績報告書については十分精査し、地域における防災体制の確立に向け、自主防災組織への今後の働きかけなどに有効に活用されたい。</p> <p>また、防災士資格取得に対し交付金を交付しているが、単なる資</p>	<p>毎年度、総合防災訓練および土砂災害対応訓練ならびに各自主防災組織において防災訓練等を実施しており、また、自主防災組織および防災士を対象とした防災リーダー講習会を実施している。</p> <p>それらを実施することで、地域の防災力の向上に努めているが、今後も、各種事業の内容の拡充および見直し、新たな事業の実施を検討し、より自主防災組織の活性化、強化を図れるよう努めることとしたい。</p> <p>なお、令和元年度においては、防災士を対象とした意見交換会等を新たに実施することを検討している。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		<p>格取得にとどまることなく、資格取得後の防災士の活動の継続的な支援をお願いしたい。各防災士のスキルアップや情報交換、活動紹介など、防災士をサポートし、より一層の地域防災力の強化、地域防災活動の活性化を図りたい。</p> <p>本年7月に発生した西日本豪雨においては、自主防災組織によるコミュニティ力を発揮した避難行動の事例が報告されている。地域の安全を守るため、共助を実践する自主防災組織等の充実・強化の必要性、またそこでの防災リーダーの存在の重要性は明らかであり、今後も自主防災組織等の活動の活性化を図るため、積極的な支援に取り組まれるよう切に要望する。</p>	
8	清掃リサイクル課	<p>○青梅市環境美化委員連合会補助金について</p> <p>青梅市環境美化委員連合会（以下「連合会」という。）は、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」にもとづき、市長から委嘱された環境美化指導員・推進員によって構成された自主組織である。美化デー等の美化推進事業や河川ごみ減量要請事業、不法投棄防止協力、ごみ減量カレンダーの全戸配布など、多岐にわたる活動を実施しており、一般廃棄物の適正処理、環境美化および市が行う施策を推進する上でその連携は不可欠である。</p> <p>所管課においては、補助金の交付目的を常に確認し、連合会の円滑な運営に協力願いたい。</p>	<p>青梅市環境美化委員連合会は、長年にわたり地域の美化活動の中心的な役割を担っており、市の環境行政ならびにごみ行政に協力いただいている団体であり、今後も補助金の交付目的を確認し、連合会の適正な運営に協力していく。</p>
9	清掃リサイクル課	<p>○青梅市資源回収事業協力助成金について</p> <p>本市では、「青梅市一般廃棄物処理基本計画」にもとづき、ごみの減量化・再資源化を図っている。集団回収については、ごみの減量・再生利用に加え、地域コミュニティの醸成につながるものとして支援・推進をしているところであり、本助成金は有価物の市場価格暴落の対策として、資源回収事業協力業者に対し、助成するものである。</p> <p>助成金の交付決定は支払通知書により申請者に通知されているが、システムにより印刷される支払通知書には決定年月日の記載がない。発送の際に年月日を明示するとともに、可能な限り速やかに交付できるよう努力願いたい。</p>	<p>監査指摘後、支払通知書に決定日を表記することとし、速やかに交付することとした。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
10	清掃リサイクル課	<p>○資源回収自動車事故補助金について</p> <p>本補助金は、市民団体が資源回収作業中に交通事故に遭遇した場合、事故処理に要した費用を交付するものである。</p> <p>資源回収実施団体を対象に行った説明会において、事故対応について説明しているが、協力業者情報交換会において、制度を知らなかったとの声があった。</p> <p>集団回収による資源回収量は低下傾向にあるものの、実施回数は増加傾向にある。車両の運行等安全面への注意を促すとともに、本補助制度については協力業者も含め周知し、引き続き集団回収の啓発に努められたい。</p>	<p>制度について、平成31年3月に開催した資源回収実施団体説明会で周知を行った。</p> <p>また、集団回収の啓発については、市ホームページや広報、ごみ収集カレンダー等を活用し、資源回収を安心して積極的に行っていただくよう事業の周知に努めていく。</p>
11	清掃リサイクル課	<p>○家庭雑排水吸込槽清掃費補助金について</p> <p>家庭雑排水等の排水施設が整備されていない地域に対し、排水施設が完備されるまでの暫定措置として、清掃経費の一部を補助する制度であり、昭和51年10月から実施されている。平成29年度は補助実績がなく、ここ数年の実績は1件～2件で推移している実態を踏まえ、本補助制度の見直しについて検討されたい。</p>	<p>過去の補助実績や他市の状況等を踏まえ、制度の廃止を含めた見直しを行っていく。</p>
12	清掃リサイクル課	<p>○浄化槽清掃料補助金について</p> <p>浄化槽は適正な維持管理を行わないと機能を適正に発揮しない。浄化槽法において、浄化槽管理者には保守点検や清掃などの維持管理を定期的実施することが義務付けられている。本補助金は、浄化槽の維持管理の万全を期することを目的に、公共下水道計画区域外の世帯等の浄化槽清掃に要する費用を補助するものである。</p> <p>本補助金の助成対象には、余剰汚泥引出し作業を必要とする浄化槽もあるが、10年以上補助実績がなく、補助対象となる店舗等が現存していないことから、他市の状況も確認の上、助成対象について見直し願いたい。</p> <p>補助金の適正な執行とともに、関係各課と連携し、公共下水道への切替促進に努められたい。</p>	<p>余剰汚泥引出し作業に係る補助金について、実績および他市の状況を踏まえ、見直しを行っていく。</p> <p>今後も補助金の適正な執行に努めるとともに、公共下水道への切替促進について、関係課と連携を図り対応していく。</p>
13	共通事項	<p>○要綱の整備について</p> <p>長期にわたり交付されてきた補助金にかかる交付事務は、事務が簡略化されるなど、要綱と現状が合っていないものが見受けられた。</p>	<p>(秘書広報課)</p> <p>「青梅市国際交流基金条例施行規則」に規定している申請</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
		<p>特に毎年度交付される補助金は、その交付事務も慣例化しやすい。 改めて各課における要綱を確認し、実態が要綱とかい離したものとなっていないか、書類の記載内容、添付資料も含めて見直し、時宜にあったものとされるよう要望する。</p>	<p>書・実績報告書に事業の効果・成果が確認できるような記載や書類の提出、および団体の概要を確認できるように団体の規約や会則を提出する規則改正を進めている。 また、当該事業を厳正かつ公平に推進するため、庁内委員会設置の要綱制定も進めている。 (防災課) 交付事務については、引き続き、簡略化せず、要綱にもとづき適正な事務を行っていくよう留意する。 また、要綱と現状のかい離がないよう必要に応じ要綱の見直し等を行っていく (清掃リサイクル課) 各要綱の内容を改めて確認した。 また、執行については、改めて要綱に沿った適切な運用を行った。</p>
14	共通事項	<p>○補助金等の対象経費について 補助額が適正であるかの検証には、補助金等の対象経費が明確でなければならない。交付団体が補助金等を有効活用するためにも、補助金対象となる経費の用途についてわかりやすい提示をされたい。</p>	<p>(秘書広報課) 国際交流基金の援助について、周知を行っていくようにとの指摘を受けている。その中で、申請団体にわかりやすく対象事業を示していく。 (防災課) 補助対象経費について、交付団体に示し、引き続き適正な活用を求めていく。 (清掃リサイクル課) 交付団体に対して補助金の用途の明確な説明を行うとともに、適正な運用に努めていく。</p>
15	共通事項	<p>○実績報告書の確認について 補助金等の交付における事務処理が法令等の規定にもとづき適正に執行されることは当然のことであるが、補助金等を支出すること</p>	<p>(秘書広報課) 「青梅市国際交流基金条例施行規則」に規定している申請</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		<p>によってどのような行政効果が発揮されたか、補助金等の有効性を判断するためにも、実績報告書の精査が重要であると考え。実績報告書の確実な審査に努められるよう要望する。</p>	<p>書・実績報告書に事業の効果・成果が確認できるような記載や書類の提出、および団体の概要を確認できるように団体の規約や会則を提出する規則改正を進めている。</p> <p>また、当該事業を厳正かつ公平に推進するため、庁内委員会設置の要綱制定も進めている。</p> <p>(防災課)</p> <p>実績報告書については、事案決定規程にもとづき決裁とするとともに、事務担当者および承認者の各々が、的確な審査に努める。</p> <p>また、経費の使途について、明確となる領収証等を実績報告書に添付するよう求めていく。</p> <p>(清掃リサイクル課)</p> <p>実績報告書の審査については、交付団体から提出される事業実施報告書の内容について、要綱に定める交付対象事業に適合するかの確認を行っている。今後も、確実な審査に努めていく。</p>
16	共通事項	<p>○補助金等の透明性の確保、チェック体制の整備について</p> <p>補助金等の透明性の確保のため、所管課内でのダブルチェックや職務分掌による相互牽制など、より市民から信頼される市政運営となるよう、業務に潜むリスク低減のためのしくみについて、各課において改めて検討願いたい。</p>	<p>(秘書広報課)</p> <p>「青梅市国際交流基金条例施行規則」に規定している申請書・実績報告書に事業の効果・成果が確認できるような記載や書類の提出、および団体の概要を確認できるように団体の規約や会則を提出する規則改正を進めている。</p> <p>また、当該事業を厳正かつ公平に推進するため、庁内委員会設置の要綱制定も進めている。</p> <p>(防災課)</p> <p>今後も事務担当者および承認者の各々が、的確な審査を行うよう留意する。</p> <p>リスクの低減を図るための事務処理の仕組みについて検討していく。</p> <p>(清掃リサイクル課)</p> <p>補助金の事務処理については、職層に応じたチェック体制</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
			をしている。 今後も、業務に潜むリスク低減に努める。

第2回定期監査（工事） 教育部（社会教育課）、総務部（施設課） 平成31年2月26日 青監第57号

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
1	施設課	<p>○施工体制台帳の管理の充実について</p> <p>工事下請管理関係の書類について、注文書、請書、建設業許可証および資格関係書は、下請業者ごとに整理、保管されていたが、一部下請業者について注文書、請書が保管されていなかった。</p> <p>本工事は公共工事であることから、下請契約を締結する全ての工事について施工体制台帳を整備されたい。</p>	<p>公共工事の受注者については、平成27年4月より下請負契約を締結した場合、その契約金額に関わらず施工体制台帳および施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）を作成、整備することとなっており、今回、施工体制台帳に添付する書類の一部である注文書、請書が保管されておりませんでした。</p> <p>このことを踏まえ、本工事においては次のような対策を実施いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施工体制台帳等作成する工事受注者に対して、国土交通省で推奨する「施工体制台帳等活用マニュアル（チェックリスト）」を使用して、工事受注者自らの確認作業をさせる。 2 1の確認作業を終えた施工体制台帳等を工事監理委託業者においても確認させる。 3 最終的に監督員が施工体制台帳等を確認する。
2	施設課	<p>○施工体制図の管理について</p> <p>施工体制図については、下請業者編成表と整合が取れていなかったため、施工体系図に作成年月日を記入し、施工体系図と下請業者編成表の整合を図るよう改善されたい。</p>	<p>公共工事の受注者については、平成27年4月より下請負契約を締結した場合、その契約金額に関わらず施工体制台帳および施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）を作成、整備することとなっており、今回、施工体系図が全ての下請業者を網羅した形になっておりませんでした。</p> <p>このことを踏まえ、本工事においては次のような対策を実施いたしました。</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
			<p>1 施工体制台帳等作成する工事受注者に対して、国土交通省で推奨する「施工体制台帳等活用マニュアル(チェックリスト)」を使用して、工事受注者自らの確認作業をさせる。</p> <p>2 1の確認作業を終えた施工体制台帳等を工事監理委託業者においても確認させる。</p> <p>3 最終的に監督員が施工体制台帳等を確認する。</p>

第3回定期監査 教育部(教育総務課、学務課、指導室、教育指導担当) 平成31年3月22日 青監第58号

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
1	教育総務課	<p>○学校施設の維持・管理について</p> <p>学校施設については、計画的な修繕・改修を推進し、安全で安心できる教育環境の整備が求められている。</p> <p>平成30年度は学校施設の老朽化調査を実施したところであるが、さらに学校個別の中長期的な施設の改築、長寿命化改修および維持管理等にかかるコスト縮減と予算の平準化を図り、学校の機能・性能を確保するため、平成32年度までに学校個別施設計画を策定することである。</p> <p>施設の管理や設備の保守点検における不具合等の指摘事項については年度ごとにまとめ、計画的な施設の修繕、維持管理に努めているところであるが、引き続き施設の瑕疵等により学校運営に支障が発生することがないように点検、改修に努め、安全で安心できる教育環境の整備のため万全を尽くすよう要望する。</p>	<p>今後も学校施設の法定点検、そのほか施設維持のための清掃、点検などを実施し、学校運営に支障がないよう学校施設の維持に努めてまいります。</p> <p>また、消防設備や建築設備等の指摘事項、学校運営に支障のある修繕等について、予算の範囲内で改善および対応していくよう努めてまいります。</p>
2	学務課	<p>○学校施設の今後について</p> <p>学校施設は、公共施設の全体床面積の約5割を占めている。「青梅市公共施設等総合管理計画」においては、全ての公共施設を統廃合や複合化の対象とし、学校施設について、所有数の多さ、少子化による児童生徒数の減少に対し過大な施設数、多くの施設の老朽化が学校施</p>	<p>「青梅市公共施設等総合管理計画」を踏まえたロードマップに沿い、小・中学校の個別施設計画策定等について、「学校規模適正化検討委員会」に部会を設け、その中で長期的視点に立った学校施設の集約化・複合化・統廃合について</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		<p>設であることが課題として挙げられている。</p> <p>教育委員会においては、学校老朽化調査の実施、学校規模適正化検討委員会の開催など取り組まれているところであるが、「青梅市公共施設等総合管理計画」を踏まえたロードマップに沿い、小・中学校の個別施設計画策定等、長期的視点に立って今後も着実に取り組まれるよう要望する。</p>	<p>検討してまいります。</p>
3	学 務 課	<p>○児童生徒の健康診断について</p> <p>学校教育法および学校保健安全法の規定に基づき、青梅市立小・中学校児童生徒を対象として様々な健康診断が実施されている。健康診断は、児童生徒が自分の健康状態を理解するとともに、保護者や教職員がこれを把握して適切な指導や事後措置を行うことにより、児童生徒等の健康の保持増進を図るものである。</p> <p>各学校において組織的・計画的に行われるよう、「児童生徒の健康診断マニュアル（改訂版）」において挙げられている、終了後の評価も含めた多くの留意事項について、毎年度各学校に注意を促されたい。</p>	<p>児童・生徒が自分の健康状態を理解するとともに、保護者や教職員がこれを把握して適切な指導や事後措置を行い、組織的・計画的に児童・生徒等の健康の保持増進を図ることを目的に、終了後の評価も含めた多くの留意事項について、各学校に改めて注意喚起を行ってまいります。</p>
4	学 務 課	<p>○特別支援教育の推進について</p> <p>特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うものである。</p> <p>青梅市教育委員会においては、平成29年度を初年度とする3年間の「青梅市特別支援教育実施計画第四次計画」にもとづき、特別支援教育を推進しているところである。</p> <p>特別支援教室については、平成30年度に小学校10校に導入され、全ての小学校への設置が完了となる。また31年度からの中学校での特別支援教室の導入に向け、準備が進められている。</p> <p>新設された特別支援学級や、継続事業である幼稚園・保育所および小・中学校を対象とした巡回・訪問相談事業の充実等、今後も特別支援教育を着実に推進されるよう要望する。</p>	<p>特別支援教育については、児童や保護者への理解が深まり、利用する児童・生徒数は年々増加しております。</p> <p>このような中で、今後も引き続き児童・保護者の希望に沿えるよう特別支援教育を推進するとともに理解を深められるよう研修会を開催いたします。また、特別な支援を必要とする指導生徒については、学校から保護者に働きかけを実施してもらい、早めに就学支援委員会につなげられるよう、学校に働きかけを実施してまいります。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
5	指導室・教育指導担当	<p>○学力向上対策について</p> <p>平成30年度青梅市教育委員会基本方針において、児童・生徒の学力向上の取組として、学習指導の改善を図り、わかる授業・魅力ある授業を通して学習意欲を高めること、家庭学習の援助の手立てを工夫すること、放課後や土曜日等に補修の機会を設けることなどが挙げられ、様々な取組が進められているところである。</p> <p>今年度から民間事業者に委託して実施している土曜日の学習事業（サタデークラス）については、参加率が高く、アンケートの結果からも内容に満足している状況が伺えるとのことであるが、学力向上および参加率の維持についての方策、内容および指導方法等、民間のノウハウの活用については十分な検証を実施し、児童・生徒の学びの場の充実に努められたい。</p> <p>学力向上は一朝一夕には成し得ず、継続的な取組が重要である。平成30年度を初年度とする「新学力向上5か年計画」を着実に推進されるよう要望する。</p>	<p>「学力向上5ヶ年計画」について、校長会、副校長会、学力向上推進委員会、教務主任会等で周知し、全小中学校で実態をふまえた学力向上施策について取り組むよう周知しております。</p> <p>学校においては、学力向上推進委員会を中心として、検証授業や授業改善のためのリーフレット等を作成、周知することで、教員の授業改善を推進いたします。</p> <p>家庭においては、家庭学習のためのリーフレットを配布し、各家庭における学習時間の確保と内容の充実を図ります。</p> <p>民間業者に委託し、実施する土曜日の学習事業については、アンケートや学力調査結果を分析し、児童・生徒一人一人が着実に学力を向上させるための取組となるように努めます。</p>
6	指導室・教育指導担当	<p>○学校における働き方改革推進について（実施計画の策定について）</p> <p>東京都においては、各区市町村教育委員会が東京都の定める当面の目標を踏まえ、地域の実情や所管する各学校の実態を勘案しながら、学校における働き方改革にかかる取組方針や内容、実施スケジュールや取組に関する検証等を盛り込んだ実施計画を平成30年度中に策定するよう促しているところである。</p> <p>実施計画の策定に向け、すでに取り組まれているところであるが、青梅市における教員の勤務状況、各学校現場の実態等を十分考慮し、実効性のある計画を策定されたい。</p>	<p>平成31年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、具体的な取組について進めてところであります。出退勤システムを導入することで在校時間を把握し、当面の目標である「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」ための取組を教育委員会と学校とで連携を図りながら進めてまいります。</p>
7	指導室・教育指導担当	<p>○学校における働き方改革推進について（教職員の健康管理について）</p> <p>学校における働き方改革を推進していくうえで、教職員の健康管理は重要であり、また、教職員が教育活動に専念できる適切な職場環境が確保されることが、学校教育全体の質の向上にもつながる。</p> <p>教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、今後も健康診断の受診率の向上に取り組むとともに、受診後の健</p>	<p>学校と連携し、教職員に対して健康診断の受診を促し、受診率の向上に努め、教職員の健康管理を適切に実施してまいります。また、出退勤管理システムの導入により教職員の勤務時間の把握が可能となるため、長時間勤務者に対して健康相談、健康指導を実施してまいります。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		<p>康指導や健康相談等のフォローについても適切に実施するよう要望する。</p> <p>また、教職員のメンタルヘルス対策についても、個人情報保護に配慮したうえで、ストレスチェックを活用するとともに、予防的な取組として、教職員本人によるセルフケアの促進や相談体制の充実を図られたい。</p>	<p>教職員のメンタルヘルス対策については、ストレスチェックを活用するとともに、高ストレス判定者で希望するものに対し、健康相談、健康指導を実施してまいります。</p>
8	共通事項	<p>○安全・安心な学校づくり推進について（「青梅子ども110番の家」について）</p> <p>「青梅子ども110番の家」の運用において平成29年度の事務点検評価では、課題として事象があった際の早急な確認方法・連絡体制を検討する必要性が挙げられている。</p> <p>子どもたちの安全確保を図り、地域ぐるみの安全・安心なまちづくり推進のため、課題解決に取り組まれたい。</p>	<p>平成30年度においては、青梅警察署の指導による「青梅子ども110番の家 かけこみ訓練」を2校で実施するなど、子どもたちの安全確保のため、地域も一体となった取組を行っております。</p> <p>事象があった際の早急な確認方法、連絡体制の確立に向け、今後も学校やPTA、地元自治会、青梅警察署等の関係機関と連携を図り、課題解決に向け取り組んでまいります。</p>
9	共通事項	<p>○安全・安心な学校づくり推進について（通学路防犯カメラ設置について）</p> <p>児童の登下校時の安全確保のため、通学路に防犯カメラが設置されている。学校関係者、警察等と通学路点検を実施し設置場所を選定、平成28年度から順次設置されてきた。</p> <p>各小学校の通学区域について5台の設置とし、平成30年度も5校、5台の防犯カメラが設置される予定であり、これにより全小学校の通学路に設置されることとなった。</p> <p>今後、一律に5台の防犯カメラ設置により、十分にカバーできているのか、関係者とともにその効果、実態にかかる検証について検討されたい。</p>	<p>安全・安心な学校づくり推進するに当たり、通学路防犯カメラ設置について、平成30年度で全小学校区域に1校あたり5台の通学路防犯カメラの設置が完了しました。</p> <p>このことから、防犯上の抑止効果等について、今後の方向性も含め関係機関を交え検証してまいります。</p>
10	共通事項	<p>○学校における消耗品購入契約業者の選定等について</p> <p>過日実施した決算審査において、各学校での消耗品等の購入にあたり、市外業者からの購入が多々見受けられた。このことから、担当教諭あるいは担当者によって業者が偏ることのないよう確認されるとともに、青梅市物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準に基づき、消</p>	<p>学校においては、物品購入にあたり、青梅市との契約業者となっている場合は、市内外を問わず、安価な方の業者を選んで対応している物品も多数ございます。</p> <p>しかしながら、契約担当課から発出された小規模契約希望</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		<p>耗品などの契約における市内の小規模契約事業者の活用について、周知徹底を依頼したところである。</p> <p>しかし、各学校においては、市内業者からの購入が可能と思われる消耗品について、未だに市外業者からの購入が見受けられる。</p> <p>消耗品などの契約にかかる小規模契約希望業者の積極的な活用について、契約担当課からの通知も発出されている。</p> <p>購入業者決定に関する事項も含め、青梅市物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準および青梅市立学校財務事務取扱要領に基づく対応について、各学校に周知徹底されるよう改めて要望する。</p>	<p>業者の活用にかかる通知をはじめ、青梅市立学校財務事務取扱要領にもとづく対応や消耗品等における市内業者等からの購入について、機会をとらえ、さらなる周知徹底に努めてまいります。</p>
11	共通事項	<p>○学校で管理する現金・預金について</p> <p>学校で管理する現金・預金については、保護者の委任を受けて学校長が受領する移動教室等保護者負担金や、保護者が学校に納入する学校徴収金がある。</p> <p>また、移動教室等の実地踏査の際の入場料等、資金前途により現金の受渡しが行われている。</p> <p>学校徴収金の管理については、青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程にもとづき点検が実施されているところであるが、各学校における現金や通帳等の管理について、今後も事故のないよう適切な指導を願いたい。</p>	<p>学校徴収金の管理につきましては、職員が青梅市立学校の学校徴収金取扱規程にもとづき、2か年をかけて市内の全小・中学校を巡回し、学校徴収金にかかる事務処理等の状況について点検を行っており、現金や通帳等の管理について、不備のある学校はありませんでした。</p> <p>また、点検時には、管理職および会計担当職員に対し、口座の適切な管理、出納簿の作成・管理方法、保護者向け通知の発出方法等について、改めて指導・助言等を行っております。</p> <p>今後も学校徴収金の管理について、事故のないよう適切に指導してまいります。</p>
12	共通事項	<p>○情報セキュリティ対策について</p> <p>学校におけるICT環境の整備促進に伴い、教育活動におけるICTの積極的な活用は今後ますます求められることになる。</p> <p>校務の情報化は学校運営や学級運営の改善を含め、教育の質を高めることにつながるが、特に機密性の高い児童生徒の個人情報が含まれることから、十分な情報セキュリティ対策を講じる必要がある。</p> <p>不正アクセスや情報流出、個人情報が記載された電子データの紛失など情報漏えい事故も報道されていることから、今後も情報セキュリティの強化と、教職員の情報セキュリティに関する意識の更なる醸成</p>	<p>文部科学省のガイドライン改定および所要の規定の整備に伴い、青梅市立学校情報セキュリティポリシーの改定を平成31年4月1日付で行いました。</p> <p>また、平成31年度（令和元年度）にも、教職員向けに情報セキュリティ研修を計画しております。</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
		に努められたい。	
13	共通事項	<p>○児童・生徒からのSOS対応（児童虐待防止）について</p> <p>児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっている。千葉県野田市において小学4年生の児童が亡くなった痛ましい事件に際しては、学校アンケートに「お父さんにぼう力を受けています。先生、どうにかできませんか」との児童の回答について、市教育委員会がこのコピーを父親の容疑者に渡していたとのことであった。</p> <p>威圧的な態度に屈したという、あつてはならない対応により、救える命が失われ、「アンケートに何を書いても秘密は守られる」と考えていた子どもたちに不信感を抱かせる事案でもあった。</p> <p>学校職員は児童虐待を発見しやすい立場にある。学校における児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や関係機関との連携・協力を進めるため、改めてその対応方法等、各校に周知を図られたい。</p>	<p>(学務課)</p> <p>日ごろから、児童・生徒の体調面や心理面に寄り添うことができる学校養護教員に対し、都教育相談センター等から、心理相談員を派遣してもらい、養護教諭連絡会等の場で、研修会を実施し、各学校に持ち帰る中で、早期発見・早期対応に結び付くことができるよう対応いたします。</p> <p>(指導室)</p> <p>「SOSの出し方に関する教育」については、全小中学校において教育課程に位置付け、東京都作成のDVD教材を使用した教育を行うよう指導しております。</p> <p>また、児童虐待の早期発見および適切な対応についてチェックリスト等を活用した研修を各学校で実施するなどして、学校全体で未然防止、早期発見、早期対応や関係機関と連携を図るよう周知しております。</p>

指定管理者監査 健康福祉部（障がい者福祉課）、青梅市社会福祉事業団 平成30年11月22日 青監第40号

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
1	青梅市社会福祉事業団	<p>○管理業務に関する関係書類の保存等について</p> <p>文書管理については「社会福祉法人青梅市社会福祉事業団文書管理規程」を定め、関係事項別に整理編さんし保存しなければならないとされている。文書の整理編さんは、項目の設定等、慣例により実施されてきたこともあり、保存状況が適当でないケースが見受けられた。関係事項の項目を整理するなど、一定のルールを設け、適切な文書保存となるよう努められたい。</p> <p>また、個人情報保護については、「青梅市自立センターの管理に関する</p>	<p>関係書類の保存につきましては、関係事項の項目を整理するなど、本事業団文書管理規定に則り適切な文書保存に努めます。</p> <p>また、個人情報保護につきましては、本事業団の個人情報保護要綱および関連法令等を遵守し、適切な管理に努めるよう周知徹底を図ります。なお、御指摘のありました一部鍵のかからない保管庫に保有していた個人情報につきま</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
		<p>る基本協定書（以下「基本協定書」という。）第21条および個人情報保護に関する共通仕様書により定めているところであり、指定管理者においても「社会福祉法人青梅市社会福祉事業団の福祉サービスに関する個人情報保護要綱」を定めている。実際の個人情報の管理において、台帳等はきちんと対応されているものの、一部鍵のかからない保管庫に保存されているものがあつた。</p> <p>伝票等の整理については、購入伺から支出に至るまで、一連に綴られておらず、確認し難い保存状況であつた。</p> <p>協定書の遵守について改めて徹底を図るとともに、適正な関係書類の整備・保存に努められたい。</p>	<p>しては、平成30年11月23日から鍵付き保管庫で管理しております。</p> <p>伝票等の整理につきましては、会計毎に1つに綴り、伝票と購入伺が確認しやすいように対処してまいります。</p> <p>協定書の遵守につきましては、改めて徹底を図り、適正な関係書類の整備・保存に努めてまいります。</p>
2	青梅市社会福祉事業団	<p>○社会福祉法人自己点検シートについて</p> <p>平成28年3月、「社会福祉法等の一部を改正する法律」により社会福祉法人制度の改革が行われ、改革ポイントの一つである財務規律の確保のため、監事が自ら法人の課題を早期に発見し、対応できるよう、東京都において自己点検シートを作成し、平成29年5月、社会福祉法人に配布された。</p> <p>法人経営の内部統制のためのチェックシートであり、法人運営や会計事務に従事する職員の適正な業務執行に活用できるとのことであるため、自己点検シートの活用について検討されたい。</p>	<p>社会福祉法人自己点検シートにつきましては、監事が法人の課題を早期に発見し、対応できることから、監事による法人運営や会計事務に従事する職員の適正な業務執行のチェックのため、自己点検シートの活用を検討してまいります。</p>
3	青梅市社会福祉事業団	<p>○防災等避難訓練の充実について</p> <p>防災訓練については、それぞれの利用者が職員の避難誘導に沿って行動できるよう、避難行動訓練を繰り返すことによる定着化を図っているところである。多くの車椅子利用者の迅速な避難、避難拒否者への対応など、課題を捉え、災害発生時に想定される様々な状況に対応できるよう訓練も工夫されている。</p> <p>今後も継続的な訓練の実施から課題等を把握し、そのつど改善を図るなど、防災等避難訓練の充実に努められたい。</p>	<p>防災訓練につきましては、想定される巨大地震への備えや施設利用者の状況等も踏まえた対応など、引き続き年6回（奇数月）の自衛消防訓練を継続して実施しております。</p> <p>課題を把握し、消防署などの指導も仰ぎながら改善を図るとともに、利用者の安全・安心の確保と、職員の危機管理意識の向上など、防災対策の充実に引き続き努めてまいります。</p>
4	障がい者福祉課	<p>○年度協定書の締結にかかる検討について</p> <p>指定管理者による施設の管理、運営は、市と指定管理者の間で基本協定書を締結し、管理にかかる基本的事項を定め、これにもとづき各</p>	<p>年度協定書につきましては、毎年度、協定締結前に基本協定にもとづき、事業計画や市が求める業務内容を検討し</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		<p>年度ごとの年度協定書を締結している。平成29年度も年度協定書を締結しているが、協定締結前に、市が指定管理者に求める内容を文書により提示することはなされておらず、前年度の年度協定あるいは5年間の基本協定締結時に示された各年度の事業計画書を基に年度協定を締結しているとのことであった。</p> <p>特例による選定であっても、年度協定締結に当たっては、公募による選定と同様に市が求める業務内容を年度ごとに検討した上で、具体的な指示も含め指定管理者に提示されるよう要望する。</p> <p>また、基本協定書に定める指定管理者の業務の範囲にかかる根拠法令について、改正に合わせた修正が行われていなかった。年度協定書と同様、基本協定書も毎年見直しされるよう要望する。</p>	<p>た上で、具体的な指示も含め協定を締結してまいります。</p> <p>また、基本協定書につきましては、根拠法令の改正による修正を行うなど、年度協定書と同様、毎年見直しをしてまいります。</p>
5	障がい者福祉課	<p>○協定書にもとづく審査等について（事業計画書にかかる事務処理について）</p> <p>事業計画書について、市が指定する期日までに提出されたものを審査し、承認することとしているが、承認にかかる事務処理が省略されていた。</p> <p>基本協定書にもとづいた受理・承認の事務手続を適正に行われたい。</p>	<p>事業計画書にかかる事務処理につきましては、期日までに提出を求め、基本協定書にもとづき受理・承認してまいります。</p>
6	障がい者福祉課	<p>○協定書にもとづく審査等について（施設修繕について）</p> <p>施設の修繕について、小破修繕は指定管理者の負担により行うものと規定し、指定管理経費に修繕にかかる費用も計上されているが、実施に当たる範囲等が明記されていない。</p> <p>管理運営業務にかかる事務の簡素化を図るため、小破修繕に関する一定の範囲基準等について検討されたい。</p>	<p>修繕につきましては、小破修繕は市が承認した上で指定管理者の負担により行っておりますが、指定管理者と協議し、その範囲基準等について検討してまいります。</p>
7	障がい者福祉課	<p>○協定書にもとづく審査等について（業務の再委託にかかる確認について）</p> <p>指定管理者が業務を第三者に委託する際は、市の承諾を受けることとし、基本協定書にもとづく業務基準において、建物清掃業務委託等、専門の業者等と委託契約の締結を行うものを挙げている。</p> <p>しかし、委託業務内容の詳細については明記がなく、第三者への委託の承認手続、委託仕様書の確認も実施されていなかった。指定管理者がどのような施設管理をするべきかを明示するとともに、実施内容について確認されたい。</p>	<p>指定管理者が業務を第三者に委託する場合は、第三者への委託承認手続、委託仕様書の確認を行ってまいります。</p> <p>また、指定管理者がどのような施設管理をするべきか業務基準に明示するとともに、実施内容について確認してまいります。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
8	障がい者福祉課	<p>○指定管理者の管理運営業務に対する評価等について</p> <p>指定管理者に対する業務の履行や事業実施状況の確認については、月報による利用者数等の確認を行うとともに、年4回実施される合同会議の際に現状確認を行っているとのことであった。また、年度末には、事業報告書による確認をしているところであるが、各相談記録や帳簿等の実地確認は実施されていない。</p> <p>月次あるいは年次報告書の内容、利用者アンケートの結果等、管理運営状況の確認に必要な事項について、指定管理者と協議の上、自立センターの状況に応じた確認方法を改めて検討されたい。</p> <p>また、評価については、「青梅市指定管理者管理運営状況評価に関する指針（以下「指針」という。）」にもとづき行い、評価シートによる双方同一の項目について、それぞれが客観的に評価し、改善事項を把握するべく検証をしているところである。</p> <p>本施設については、指定管理者制度が導入された平成18年度から特例により社会福祉法人青梅市社会福祉事業団を選定、現在に至っている。</p> <p>特例による選定は、施設設置の目的を効果的かつ効率的に達成するために特に必要があると認められたものであることから、指定期間5年間の評価に当たっては、特例とした理由についてもデータを基に検証し、記録されることが望ましい。</p> <p>指定管理者制度の活用においては、施設管理者の意欲と技量が問われるとともに、行政における適切な指導と協力、きめ細かな状況評価が必要不可欠である。今後においても、常に新たな問題意識を持ち、幅広い視野で管理運営業務の評価・検証に当たるとともに、適切な指導・助言に努められたい。</p>	<p>指定管理者に対する業務の履行や事業実施状況の確認については、定例的に各相談記録、帳簿等の確認も行っております。</p> <p>また、青梅市指定管理者管理運営状況評価に関する指針にもとづき、評価シートによる市と指定管理者双方の評価を擦り合わせ、改善事項を把握するとともに、次期更新に向けての基礎資料としてまいります。</p> <p>今後も指定管理者に対しましては、特例による選定も踏まえ、管理運営業務の評価・検証に当たり、適切な指導・助言に努めてまいります。</p>
9	障がい者福祉課	<p>○災害発生時の避難所運営について</p> <p>自立センターは市が指定する二次避難所（避難所生活において何らかの特別の配慮を必要とする人を対象として必要に応じて開設する避難所）であることから、現在、市において対応マニュアルを作成中とのことである。</p>	<p>二次避難所開設の際は、指定管理者である青梅市社会福祉事業団の職員による協力は必要不可欠であると考えております。</p> <p>今後、指定管理者と協議し、避難所運営にかかる協力体</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		<p>国の中央防災会議で報告された「熊本地震発災後の指定管理施設の管理運営について」においては、発災後のヒアリング結果として、大規模地震災害発生時には、指定管理施設における行政職員のみによる避難所運営は現実的ではなく、指定管理者による運営協力は必要不可欠とされている。</p> <p>避難所運営にかかる協力体制や役割分担の確認など、早急に対応策を取りまとめ、災害時における対応が十分果たせるよう要望する。</p>	<p>制や役割分担の確認など、早急に対応策を取りまとめてまいります。</p>
10	共通事項	<p>○指定管理者による運営の効果と次期に向けた対応について</p> <p>本年度で指定期間の5年が満了するところである。</p> <p>指定期間満了に当たっては、これまでの実績を検証し、本施設における指定管理者制度の効果について、総合的な評価をされたい。また、その評価を踏まえた上で、利用者の視点に立ち、管理者として求める事項について改めて検討し、更に充実した障害者支援に努められるよう要望する。</p>	<p>平成18年度からの指定管理者制度導入以来、青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条にもとづき、特例により指定管理者を選定してきましたが、その効果については、障害福祉サービスを提供する施設という観点から、安定的な支援を継続的に提供してきたことと認識しております。</p> <p>今後は通所者の障害の重度化、高齢化が進んでいくことが予想され、平成30年度までの評価を踏まえた上で、更に充実した障害者支援に努められるよう指定管理者に対し指導、助言してまいります。</p>
11	共通事項	<p>○施設老朽化にかかる対応について</p> <p>当該施設には就労支援事業所である就労棟と生活介護事業所である生活棟の2棟の建物がある。就労棟は昭和62年から、生活棟は平成5年から使用が開始され、それぞれ築30年、築25年を経過しており、遠くない将来に改築あるいは大規模改修が必要なことは明らかである。</p> <p>「青梅市公共施設等総合管理計画」においては、自立センターは他施設等との集約化、複合化を検討することとされている。</p> <p>財源の確保も含め、今後の施設のあり方について検討を開始されたい。</p>	<p>両施設とも経年による老朽化が進み、毎年何らかの修繕等が発生しています。青梅市公共施設等総合管理計画にもとづく検討も踏まえながら、財源の確保も含め、今後の施設のあり方について検討してまいります。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
12	全庁的事項	<p>○指定管理者制度の検討について</p> <p>本市においては、平成18年度から指定管理者制度が導入され、平成30年10月現在、53施設が指定管理者により管理運営されている。</p> <p>指針により確認および評価が行われているところであるが、より効率的で透明性の高い管理運営の確保のため、指定管理者に求める業務の具体的な内容や水準の示し方、安全確認を含む履行確認および業務の質の維持・向上に向けた継続的な点検・評価方法などについて、全庁的に改めて検討されたい。</p>	<p>自立センターにおきましても、青梅市指定管理者管理運営状況評価に関する指針にもとづき、評価シートによる確認、評価を行っておりますが、今後も安定的な管理運営を行うためには、評価内容、方法等の見直しとともに業務における点検等、社会情勢等も踏まえながら時世に則した対応を検討してまいります。</p>